

貯法	室温	承認指令番号	6動薬第307-2号
		販売開始	2011年6月

動物用医薬品

鶏痘生ワクチン溶解用液

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、グリセリン1容量に対し、精製水1容量を加えて50%グリセリン液を作製し、1バイアル当たり20mLを分注封栓した後、加熱滅菌処理したものである。製品は、無色透明な液体である。

【成分及び分量】

溶解用液 1バイアル(20mL 2,000羽分)中

成分		分量
粘稠剤	グリセリン	10mL
溶剤	精製水	10mL

【効能又は効果】

ワクチノーバ株式会社製の鶏痘生ワクチン(ポキシン)或いはボックスオン・ボックス(中大雛用)の溶解用液として使用する。

【用法及び用量】

ワクチノーバ株式会社製の鶏痘生ワクチン(ポキシン)或いはボックスオン・ボックス(中大雛用)1バイアルを1羽分当たり0.01mLとなるように本溶解用液中に溶解する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は獣医師の適正な指導の下で使用する。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

- ・本溶解用液は「用法及び用量」欄に定められた鶏痘生ワクチンの溶解用液として使用する。
- ・ワクチンの成分と特徴はワクチンの添付文書にその記載がある。
- ・接種上等の注意はワクチンの添付文書を参照のこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光、加温又は凍結は品質に影響を与えるので、避けること。
- ・使い残りの溶解用液及び使用済みの容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・開封時にアルミキャップの切断面で手指を切る恐れがあるので、手袋をするなど十分注意すること。

(取扱いに関する注意)

- ・開封後は一度に使い切り、雑菌混入や効力低下の恐れがあるので、再保存や再使用はしないこと。

【包装】

溶解用液(1バイアル 20mL 2,000羽分用)×10本入り 1箱

【製品情報等お問い合わせ先】

ワクチノーバ株式会社
ワクチン相談窓口
〒105-0013
東京都港区浜松町一丁目24番8号
Tel:03-6895-3710 Fax:03-6895-3711

製造販売元

 ワクチノーバ株式会社
 東京都港区浜松町一丁目24番8号

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報等お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

(以下余白)